

院内集会を開催します！

今、「性暴力被害者支援法」の制定と、 更なる「刑法改正」が必要です！

日時：2019年1月21日(月) 14:00～

場所：参議院議員会館 講堂（1階）

ノーベル平和賞が、コンゴの産婦人科医師ムクウェグ氏と性暴力被害者のムラドさんに授与されました。ムクウェグ医師は戦地において性暴力の被害者を診療し、支援を長年続ける中で、戦争の道具として性暴力がふるわれることにより、女性と子どもの人権がいかに侵害され、性と生命の安全が脅かされるかを訴えてこられました。ムクウェグ医師やムラドさんの活動は、戦地だけでなく、私たちの一見平和な社会の中にも性暴力が存在していることを指摘しています。

内閣府男女局の2017年の調査では、**成人女性の7.8%**が今までに1回以上無理やり性交されたことがあるという結果でした。これを日本の成人女性の人口から計算すると**1年間に6～7万人の女性が強制的性交（強かん）被害に遭っている**ということになります。ところが、警察庁の発表によると、年間の強かん認知件数は1200～1500件程度です。殆どの被害者は支援を受けることができないまま、放置されています。被害直後から継続的に医療と支援を受けることができるようにするためには、すべての性暴力被害者を支援するための根拠法となる

「性暴力被害者支援法」が必要です。

また、2017年7月、刑法が改正されました。画期的なことです。しかし**暴行脅迫要件**や、**13歳性交同意年齢**など、是非とも見直されるべき重要事項が残されています。私たち性暴力救援センター全国連絡会では、「**法制審議会での刑法改正に関する審議についての要望書**」を昨年11月15日、全国会議員及び関係各省庁の皆様へ届けました。今、更なる**「刑法改正」**に向けての取り組みが求められています。

上記2点について、議員の皆様と関係省庁の皆様へ、現場の声を聞いていただくための院内集会を開催します。ぜひ、ご参加ください！

主催：性暴力救援センター全国連絡会

共催：認定NPO法人ヒューマンライツ・ナウ

連絡先：大阪市阿倍野区旭町2-1-1-123 電話・ファクス：06-6634-1199